

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が休息日
に当たるときは、
当日を翌日とする)

目 次

◇ 告 示

町等の区域の変更(地方課)

国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの(〃)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(造林課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

都市計画事業の認可(三件)(〃)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

◇ 選 管 告 示

選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四百三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業(第三一工区)施行地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域(平成二年八月八日現在の地番による。)

若葉台南一丁目

若葉台南一丁目の全域
香取字元結口三七四の三
生山字長谷五九四の二三の一部

若葉台南六丁目

若葉台南六丁目の全域
香取字奥袋谷四六の一、四六の二の一部、四八の二、四九の五、五二の三、五二の五及びこれらと一体をなす国有地
香取字袋谷六〇の一から六〇の四まで、六一の二、六一の三、三三七の一の一部、三三七の二、三三七の七の一部、三三七の八の一部、三三七の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
香取字元結口三七三の一から三七三の三まで、三七三の六から三七三の九まで、三七四の二及びこれらと一体をなす国有地

生山字長谷	生山字長谷のうち五九四の二三の一部、五九四の二四の一部以外の区域
香取字袋谷	香取字袋谷のうち六〇の一から六〇の四まで、六一の二、六一の三、三七七の一の一部、三七七の二、三七七の七の一部、三七七の八の一部、三七七の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
香取字奥袋谷	香取字奥袋谷のうち四六の一、四六の二の一部、四八の二、四九の五、五二の三、五二の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
香取字元結口	香取字元結口のうち三七三の一から三七三の三まで、三七三の六から三七三の九まで、三七四の二、三七四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二六	平成三年四月一日
本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一	"
安達医院	東伯郡東郷町大字中興寺三五八	"
管村内科医院	米子市東福原二四八一	"
名和町国民健康 保険診療所	西伯郡名和町大字名和六〇〇 一一	"
松下歯科医院	鳥取市栄町七六三	"
矢富歯科医院	米子市夜見町二二三九	"
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五 一	平成三年四月二日
有限会社徳吉薬 局	鳥取市吉成南町一丁目二七一 九	"
河原歯科クリニ ック	鳥取市富安二丁目一五九	平成三年四月一日
高森内科クリニ ック	鳥取市栄町七〇八	平成三年四月八日
永見医院	米子市久米町二八四一二	"
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	"
吉澤歯科医院	気高郡気高町新町三丁目八一	"
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口一七五及び 一七五一一	平成三年四月十一日

竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目二〇六	平成三年四月十四日
太田医院	米子市東町三〇五	平成三年四月十日
有限会社貝田哲雄薬局	境港市松ケ枝町九	"
石川内科医院	米子市義方町一四一五	平成三年四月十一日
森安皮膚泌尿器科医院	米子市中町五八一	"
よしだ内科医院	鳥取市湖山町北六丁目四四八 一	平成三年四月二日
三宅医院	鳥取市大杵字鐘鑄谷三九〇一 二四	平成三年四月八日
ひまわり歯科医院	境港市外江町二四五五	平成三年四月一日
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局	倉吉市南昭和町一七	"
須山医院	米子市石井一〇七八	平成三年三月十七日

鳥取県告示第四百三十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小谷 ひとみ	鳥国薬第七七一号	平成三年二月二十七日

鳥取県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 吉村 光 一	西伯郡西伯町大字境一八八五
" 早田 勲	" 大字福成五一七
" 岩崎 常 貞	" 一五〇五
" 亀尾 友 典	" 二四〇三
" 庄本 豊	" 大字阿賀七八七
" 景山 泰 實	" 四八七

竹本通夫	大字原三八一
松本清	大字北方七二六
山本 鮎	大字原八三七
影山節郎	大字絹屋一二七四
遠藤光弘	大字鴨部一三一九
磯田俊二	“ 一五三
杉山重治	大字落合四四九
小谷鐵治	大字福頼一四
前田 武	大字馬場二〇五
船原 強	大字馬佐良三四五
松本武雄	大字能竹一七五
大田 薫	“ 会見町三崎一六九
石原英俊	“ 寺内三四一
監事 庄倉楠明	西伯郡西伯町大字清水川二三〇
“ 陶山和憲	大字猪小路八
“ 遠藤 徹	大字中四三
平成三年四月四日退任	
就任した役員の名及び住所	
理事 吉村光一	西伯郡西伯町大字境二八五
“ 亀尾孝継	大字福成六〇九
“ 岩崎俊郎	“ 一五〇五
“ 亀尾友典	“ 二四〇三
“ 庄原克己	大字阿賀七八六

景山泰實	“ 四八七
北尾 斌	大字原六二八
松本 清	大字北方七二六
瀬崎幹夫	大字猪小路五四〇
恩田一秀	大字原八〇一
深木睦雄	大字絹屋一一五一
遠藤鷹一	大字鴨部一五三二
磯田俊二	“ 一五三
杉山重治	大字落合四四九
石田律寿	大字福頼一〇五
前田 武	大字馬場二〇五
中 敦史	大字掛相三五五
松本武雄	大字能竹一七五
“ 大田 薫	“ 会見町三崎一六九
“ 石原英俊	“ 寺内三四一
監事 畠 明弘	西伯郡西伯町大字清水川一六七
“ 古畑尚之	大字西四四九
“ 村田良雄	大字東上五一五
平成三年四月五日就任 任期四年	
鳥取県告示第四百三十八号	
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す	

る。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字海老谷頭九四〇の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第四百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第三―一工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十一月二日 鳥取県指令受鳥土維第四百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字越ノ前及び字實黒

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第四百四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十二月二十五日 鳥取県指令受都計三一二第十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字荒神谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市久米町二三

宗教法人日本聖公会米子基督協会

代表役員 信岡章人

米子市西町七九

学校法人良善幼稚園

理事長 高橋 巖

鳥取県告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業二・二・七十五号 緑ヶ丘公園

三 事業施行期間

四 事業地

1 収用の部分 なし

2 使用の部分 なし

平成三年五月十七日から平成四年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業二・二・七十六号 浜坂中央公園

三 事業施行期間

平成三年五月十七日から平成四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業二・二・七十七号 田島第一公園

三 事業施行期間

平成三年五月十七日から平成四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 なし
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画事業 倉吉市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年三月一日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年三月鳥取県告示第四百四十八号、昭和五十四年六月鳥取県告示第五百六十七号、昭和五十六年六月鳥取県告示第五百三十九号、昭和五十七年十一月鳥取県告示第千百三十一号、昭和五十八年十二月鳥取県告示第千百十四号、昭和六十二年二月鳥取県告示第百二十九号、平成元年四月鳥取県告示第四百八十二号及び平成二年四月鳥取県告示第三百九十一号の事業地に倉吉市山根字菅原、字奥田及び字村廻り、同市伊木字堂ノ前、字幸ヶ町、字桑ノ谷、字桑ノ谷平、字奥田口及び字奥田平、同市八屋字菅原、字寺屋敷及び字屋敷、同市下余戸字新宮、字澤、字河原、字稲岡、字上新宮、字下新宮、字屋敷、字屋敷廻り、字後山、字繩手及び字釜ヶ町、同市上余戸字堂面、字瀬戸田、字大谷口、字隈ヶ坪、字古屋敷及び字山辺り、同市鴨川町字砂畑、字下沖河原、字下河原及び字堂ノ前、同市福守町字砂畑、字下屋敷、字天王、字乾

2、使用の部分
変更なし

ケ瀬、字掛樋、字墓ヶ坪、字荒木、字三反総サ、字宮ノ前、字長総サ、字野ノ下、字宮地、字高場、字馬場先キ、字向河原及び字上河原、同市西福守町字具ヶ場及び字宮地、同市国府字市道、字河新田、字道場及び字砂跡、同市秋喜字杉ノ元、字宗木田、字鱈、字這上り、字御供田、字大鼓面、字持井田、字八反田、字大坪、字天名、字井手添、字東森ノ丁、字荒田、字西九反長、字東九反長、字長田、字四反長、字西坂根、字東坂根、字西森ノ下、字上山根、字下山根、字山際、字相待、字鱈堀り、字清水元、字豆屋田、字清水、字東森ノ下及び字鍛冶田、同市秋喜西町、同市西倉吉町字宮代、字鴨川、字稲荷前、字中ノ城、字城ノ内、字空田、字空岡田、字屋敷敷、字加美田、字稲荷、字屋敷、字西倉吉及び字朝日、同市丸山町字朝日、字円丸、字七右エ門田、字大平ル、字掛上り、字一町田、字馬場屋敷及び字山ノ下、同市北野字八幡ノ下及び字大石橋並びに同市生田字園田、字一町田、字山ノ上ミ、字山花、字石曾根、字古屋敷、字東河原、字代満田、字隅田、字敷外、字大畑、字神主田、字欠口、字下河原、字大境、字掛上り及び字上河原を加え、倉吉市山根字洞善寺、字入堂谷、字三通田及び字堂ノ前、同市伊木字大田、字式ノ首及び字砂田、同市八屋字鱈、字寺ノ山、字大通、字林谷口、字高瀬及び字土手根地内において事業地を変更する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

平成三年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一 日時 平成三年五月二十日(月) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 市町村選挙管理委員・啓発担当者研修会の開催要領について